

平成 28 年 第 4 回	
小海町議会定例会会議録	
「第 14 日」	
*	開会年月日時 平成28年12月19日 午後 2時00分
*	閉会年月日時 平成28年12月19日 午後 4時25分
*	開会の場所 小海町議会議場
会議の経過	
<u>○ 開 会</u>	
議 長	皆さんあらためましてこんにちは。議員各位におかれましては歳の瀬を迎え公私とも大変お忙しい中ご出席を頂き大変ご苦労様でございます。第4回定例会本日14日目の会期最終日でございます。ご審議の結果につきまして、よろしくご決定いただきますようお願い申し上げたいと思います。ただ今の出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。
<u>○ 議事日程報告</u>	
<u>日程第1 「諸般の報告」</u>	
議 長	日程第1、「諸般の報告」を行います。 議長としての報告は、議事日程つづりの3ページに申し上げますので、ご確認の程をお願いいたします。その他、報告事項のある方は、お願いいたします。 以上で諸般の報告を終わります。
<u>日程第2 「行政報告」</u>	
議 長	日程第2「行政報告」を行います。 町長から報告がありましたら、お願いいたします。

町長	<p>皆さんこんにちは。今、議長さんからのご挨拶がございましたが、今月6日開会の本定例会、本日まで熱心にご議論いただき、ご審議を頂戴し最終日を迎えることができました。暖冬であった昨年に比べ寒暖の差はありますけれども寒い日が続く松原湖のワカサギの穴釣りも年末年始には解禁になることを期待しているところであります。またリエックススキー場も予定通りオープンし、まずまずのお客様にお越しいただいているとお聞きしました。スキーやスケートを楽しみ、高原美術館の新海誠展で感動し、そして八峰の湯で疲れを癒し、小海町の風景を満喫していただき、又来ていただければと強く願っているところでございます。新海誠監督企画展は町制施行60周年の最後を飾り、素晴らしい締めくくりとなることを私自身確信しているところでございます。そして平成29年議員の皆様、町民の皆様が輝かしい新年をお迎えになることを心からご祈念申し上げます。それでは本日新たに3件の追加議案をお願いいたしますが、その概要について申し上げます。</p> <p>まず議案第60号の定住自立圏形成協定の変更につきましては、佐久市との現協定に、ICT教育の推進、6次産業化による農業振興、道路等交通インフラの整備の取組みを追加するものでございます。また議案第61号の建設工事請負契約の変更につきましては、大田団地造成工事について、舗装工事が年内にできず、平成29年3月見込みとなったことから、工期を1月末から3月30日まで再度延長するものでございます。議案第62号の平成28年度一般会計補正予算（第5号）につきましては、観光拠点施設整備事業に係る設計委託料5,400千円を追加計上するものでございます。</p> <p>以上、提案済みの議案第50号から59号まで、また本日の追加議案をお願い申し上げます3件につきましても、可決ご決定を賜りたく、重ねてお願い申し上げます。</p>
議長	他に行政報告がありましたらお願いいたします。
議長	<p>以上で行政報告を終わります。</p> <p>本日、会議事件説明のため出席を求めたものは、町長・副町長・教育長・会計管理者・各課長・所長・専門幹であります。</p>
<p><u>○ 議案の上程</u></p>	
議長	それでは順次議案を上程いたします。

<u>日程第3 「議案第50号」</u>	
議 長	<p>日程第3、議案第50号</p> <p>「小海町保健センター条例の制定について」を議題といたします。</p> <p>本案については、民生文教常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。</p> <p>民生文教常任委員長 的埜 美香子 君。</p>
(委員長報告—可決と決定)	
議 長	<p>委員長報告に対する質疑を許します。</p> <p>質疑のある方は、挙手をお願いします。</p>
(質疑なし)	
議 長	<p>これで質疑を終わります。</p> <p>これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。</p>
(討論なし)	
議 長	<p>これで討論を終わります。これから議案第50号を採決いたします。</p> <p>委員長の報告は、可決であります。</p> <p>議案第50号を委員長報告のとおり、可決することに賛成する方の挙手を求めます。</p>
(挙手全員)	
議 長	<p>挙手全員と認めます。</p> <p>したがって議案第50号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。</p>
<u>日程第4 「議案第51号」</u>	
議 長	<p>日程第4、議案第51号</p> <p>「小海町使用料徴収条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。本案については、民生文教常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。</p> <p>民生文教常任委員長 的埜 美香子 君。</p>
(委員長報告—可決と決定)	
議 長	<p>委員長報告に対する質疑を許します。</p> <p>質疑のある方は、挙手をお願いします。</p>
(質疑なし)	

議長	これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
(討論なし)	
議長	これで討論を終わります。これから議案第51号を採決いたします。 委員長の報告は、可決であります。 議案第51号を委員長報告のとおり、可決することに賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
	挙手全員と認めます。 したがって議案第51号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。
<u>日程第5 「議案第52号」</u>	
議長	日程第5、議案第52号 「小海町営住宅管理条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。本案については、民生文教常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。 民生文教常任委員長 的埜 美香子 君。
(委員長報告—可決と決定)	
議長	委員長報告に対する質疑を許します。 質疑のある方は、挙手をお願いします。
(質疑なし)	
議長	これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
(討論なし)	
議長	これで討論を終わります。これから議案第52号を採決いたします。 委員長の報告は、可決であります。 議案第52号を委員長報告のとおり、可決することに賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議長	挙手全員と認めます。 したがって議案第52号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第6 「議案第53号」

議 長	<p>日程第6、議案第53号</p> <p>「小海町営路線バス運営審議会条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。本案については、民生文教常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。</p> <p>民生文教常任委員長 的埜 美香子 君。</p>
------------	---

(委員長報告—可決と決定)

〈民生文教常任委員会要望事項〉

1. 小海町出身・新海誠監督の映画「君の名は。」が大ヒットし、同映画の展覧会を開催している町美術館には全国から多くの来館者が訪れている。展覧会が終わった後も継続的に新海監督に関連した事業を行い、小海町を広報されたい。

議 長	<p>委員長報告に対する質疑を許します。</p> <p>質疑のある方は、挙手をお願いします。</p>
------------	--

10番議員	<p>本条例は町営バス路線の運営審議会での審議の内容の幅を条例上広げると、福祉タクシーなどの部分で広げるという内容ということと理解していますが、いっそのこと町営路線バス名前そのものをもう少し検討していわゆる交通弱者を対象にするような審議会にしたらどうだという意見を町内で伺う訳ですが、常任委員会ではそのような議論はされたでしょうか。</p>
--------------	--

民生文教委員長	<p>このバス運営審議会の他ということとでございました。それに関して他ということは交通弱者の関係もこの審議会の中で話されるのかという議論はありましたが、名称を変える云々ということは審議されませんでした。</p>
----------------	---

議 長	<p>これで質疑を終わります。</p> <p>ただ今の、民生文教常任委員会からの要望事項に対する町長の答弁を求めます。</p>
------------	---

〈民生文教常任委員会要望事項に対する答弁〉

ただ今の継続的に新海誠監督に関する事業を実施されたいということとでございます。新海誠監督作品「君の名は。」展は開館以来県内外から2万人近い皆様に鑑賞いただいております。この企画展を生かし、新海誠監督の描く原風景をアピールし、町民を含めた新海誠監督プロジェクト委員会で映面上映会、横断幕の設置、あるいは作品映像を使ったアイテムの開拓、情報発信、拠点づくり、環境整備等、新海誠監督に関する事業を現在検討しているところでございます。また来年には高原

<p>美術館 20 周年と併せて、新海誠監督デビュー15 周年の記念企画展を予定しております。新海誠監督の故郷として一過性ではなく継続的に事業を展開し、小海町を広く広報し、そして活性化の原動力としてまいりたいとこのように考えているところでございます。以上です。</p>	
議 長	<p>これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。</p>
<p>(討論なし)</p>	
議 長	<p>これで討論を終わります。これから議案第 5 3 号を採決いたします。委員長の報告は、可決であります。議案第 5 3 号を委員長報告のとおり、可決することに賛成する方の挙手を求めます。</p>
<p>(挙手全員)</p>	
議 長	<p>挙手全員と認めます。したがって議案第 5 3 号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。</p>
<p style="text-align: center;"><u>日程第 7 「議案第 5 4 号」</u></p>	
議 長	<p>日程第 7、議案第 5 4 号 「小海町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について」を議題といたします。本案については、総務産業常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。 総務産業常任委員長 篠原 義從 君。</p>
<p>(委員長報告—可決と決定)</p>	
<p>〈総務産業常任委員会要望事項〉</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 小海町農業集落排水事業の今年度廃止に向け、関係区と協議の上、適正でスムーズな会計及び財産等の処理に努められたい。 2. 公共工事での工事監理については、的確な実施（監理）に努められたい。 	
議 長	<p>委員長報告に対する質疑を許します。 質疑のある方は、挙手をお願いします。</p>
<p>(質疑なし)</p>	
議 長	<p>これで質疑を終わります。 ただ今の、総務産業常任委員会からの要望事項に対する町長の答弁を求めます。</p>

<p>〈総務産業常任委員会要望事項に対する答弁〉</p> <p>2点のご要望に対しまして答弁をさせていただきます。</p> <p>まず、1点目の農業集落排水の関係でございますが、本定例会小海町農業集落排水事業関係の条例の廃止及び一部改正によりまして、事業の廃止に向け適正、的確に事務処理を進めてまいります。特に地元松原区および八那池区と協議し、ご理解をいただき会計及び財産処理等を進めてまいります。</p> <p>2点目の公共工事の関係でございますが、公共工事の監理につきましては担当職員、そして業務を委託した業者と共に、設計図や施工計画書どおりに工事が行われているかどうか的確なチェックや指導をしっかりとまいります。以上でございます。</p>	
議 長	<p>これで質疑を終わります。</p> <p>これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。</p>
(討論なし)	
議 長	<p>これで討論を終わります。これから議案第54号を採決いたします。</p> <p>委員長の報告は、可決であります。</p> <p>議案第54号を委員長報告のとおり、可決することに賛成する方の挙手を求めます。</p>
(挙手全員)	
議 長	<p>挙手全員と認めます。</p> <p>したがって議案第54号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。</p>
<p>日程第8～12 「議案第55号～議案第59号」</p>	
議 長	<p>日程第8、議案第55号から日程第12、議案第59号については一括して議題といたします。</p> <p>本案については、予算決算常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。</p> <p>予算決算常任委員長 篠原 伸男 君。</p>
(委員長報告—可決と決定)	
<p>〈予算決算常任委員会要望事項〉</p> <p>1. 地方創生推進交付金事業—地域ポイントシステム構築—は厳しい財政状況の中、一般財源で実施されるので、こうみPねっと協同組合等Pポイント構成事業者を速やかに確定し、ポイント付与によって、利用する町民の皆さんの利便性と</p>	

<p>利益が高まるよう事業者を指導されること。</p> <p>また、地方創生拠点整備交付金事業は国の動向をしっかりと見極め、対象外とならないよう細心の注意をはらうこと。</p> <p>2. 国庫支出金・県支出金の申請は交付要綱等を熟知して臨むこと。</p>	
議長	<p>委員長報告に対する質疑は、全議員出席の委員会でございますので省略したいと思います。これにご異議ございませんか。</p>
(異議なし)	
議長	<p>これで質疑を終わります。</p> <p>ただ今の、予算決算常任委員会からの要望事項に対する町長の答弁を求めます。</p>
<p>〈予算決算常任委員会要望事項に対する答弁〉</p> <p>それでは2点につきましてご答弁させていただきます。まず1点目でございますが、地方創生推進交付金事業の地域ポイントシステム構築事業につきましては、協議会で協議しこうみPねっと協同組合、商工会の要請により申請しましたが、構築事業費が補助対象から除外され、一般財源でお願いせざるを得ないこととなりました。こうみPねっと協同組合、商工会と共に町の商工業の活性化と利用する町民の皆さんの利便性と利益をより高めるよう、行政の参加はもとより構成事業者の確定、こうみPねっと協同組合、商工会のやる気を行政もしっかりとサポートし指導してまいります。また観光拠点施設整備事業の推進のための地方創生拠点整備交付金につきましては、国の動向をしっかりと見極め、情報収集に努め来年1月中の交付決定に向け国・県にしっかりと働きかけてまいります。</p> <p>2点目の国県の申請の件でございます。地方創生推進交付金事業、コミュニティー助成事業等すべての国・県の補助金につきましては、町民の要望を聞きながら、国及び県の関係者等連携を密にして交付要綱等を熟知した上で、申請、対応をしてまいります。以上でございます。</p>	
議長	<p>これより日程第8 議案第55号</p> <p>「平成28年度小海町一般会計補正予算(第4号)について」の討論を行います。</p> <p>討論のある方は挙手をお願いいたします。</p>
(討論なし)	
議長	<p>これで討論を終わります。これから議案第55号を採決いたします。</p> <p>委員長の報告は、可決であります。</p> <p>議案第55号を委員長報告のとおり、可決することに賛成する方の挙手を求めます。</p>

(挙手全員)	
議 長	<p>挙手全員と認めます。</p> <p>したがって議案第 5 5 号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>つづいて、日程第 9 議案第 5 6 号</p> <p>「平成 2 8 年度小海町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について」の討論を行います。</p> <p>討論のある方は挙手をお願いいたします。</p>
(討論なし)	
議 長	<p>これで討論を終わります。これから議案第 5 6 号を採決いたします。</p> <p>委員長の報告は、可決であります。</p> <p>議案第 5 6 号を委員長報告のとおり、可決することに賛成する方の挙手を求めます。</p>
(挙手全員)	
議 長	<p>挙手全員と認めます。</p> <p>したがって議案第 5 6 号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>つづいて、日程第 1 0 議案第 5 7 号</p> <p>「平成 2 8 年度小海町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について」の討論を行います。</p> <p>討論のある方は挙手をお願いいたします。</p>
(討論なし)	
議 長	<p>これで討論を終わります。これから議案第 5 7 号を採決いたします。</p> <p>委員長の報告は、可決であります。</p> <p>議案第 5 7 号を委員長報告のとおり、可決することに賛成する方の挙手を求めます。</p>
(挙手全員)	
議 長	<p>挙手全員と認めます。</p> <p>したがって議案第 5 7 号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>つづいて、日程第 1 1 議案第 5 8 号</p> <p>「平成 2 8 年度小海町農業集落排水特別会計補正予算（第 1 号）について」の討論を行います。</p> <p>討論のある方は挙手をお願いいたします。</p>
(討論なし)	

議 長	これで討論を終わります。これから議案第 5 8 号を採決いたします。 委員長の報告は、可決であります。 議案第 5 8 号を委員長報告のとおり、可決することに賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。 したがって議案第 5 8 号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。
議 長	つづいて、日程第 1 2 議案第 5 9 号 「平成 2 8 年度小海町水道事業会計補正予算（第 2 号）について」の討論を行います。 討論のある方は挙手をお願いいたします。
(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。これから議案第 5 9 号を採決いたします。 委員長の報告は、可決であります。 議案第 5 9 号を委員長報告のとおり、可決することに賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。 したがって議案第 5 9 号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。
<u>日程第 1 3 「陳情第 6 号」</u>	
議 長	日程第 1 3、陳情第 6 号 「最低制限価格の設定に関する陳情書」についてを議題といたします。 陳情第 6 号については、総務産業常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。 総務産業常任委員長 篠原 義從 君。
(委員長報告—不採択と決定)	
議 長	委員長報告に対する質疑を許します。 質疑のある方は、挙手をお願いします。
(質疑なし)	
議 長	これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。

10 番議員	私は本案を継続審査ということで討論に参加したいと思います。委員会の審査の中でもこの陳情書の中に書いてあります例えば工事監理ガイドラインというものはどういうものかと、それで町ではどのようにやっているのかということ審議した訳ではありますが、現実的に我が町でも具体的にこういった工事監理ガイドラインというものを基本的に理解しておらず、設計者にほとんど任せているという答弁があったように私は認識しています。そういった点であれば理事者から始まって行政当局はもちろん我々議員もこうした今の建築設計、工事監理に関する適正運営ということのあり方については、引き続き協議し研究をする必要があるという点から私は継続審査としていただきたいと思います。
議長	他に討論ございませんか。 これで討論を終わります。これから陳情第 6 号を採決いたします。 委員長の報告は、不採択であります。「可」を諮る原則に従い採択に賛成の方の挙手を求めます。
	(挙手少数)
議長	挙手少数と認めます。 したがって陳情第 6 号は、委員長報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。
<u>日程第 14 「陳情第 7 号」</u> <u>日程第 16 「発議第 8 号」</u>	
議長	日程第 14、陳情第 7 号 「免税軽油制度の継続を求める陳情書」及び日程第 16、発議第 8 号「免税軽油制度の継続を求める意見書の提出について」は関連がありますので、一括して議題といたします。 陳情第 7 号については、総務産業常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。 総務産業常任委員長 篠原 義従 君。
	(委員長報告—採択と決定)
議長	委員長報告に対する質疑を許します。 質疑のある方は、挙手をお願いします。
	(質疑なし)
議長	これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
	(討論なし)

議 長	これで討論を終わります。これから陳情第7号を採決いたします。 委員長の報告は、採択であります。陳情第7号を委員長報告のとおり、決定することに賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議 長	挙手全員と認めます。 したがって陳情第7号は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。
議 長	事務局長に発議第8号の朗読を求めます。
	(事務局長朗読)
議 長	朗読が終わりました。提出者に提案理由の説明を求めます。 第1番 有坂 辰六 君。
	(提出者説明)
議 長	説明が終わりました。これから質疑を行います。 質疑のある方は、挙手をお願いします。
	(質疑なし)
議 長	これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
	(討論なし)
議 長	これで討論を終わります。これから発議第8号を採決いたします。 提出者の説明のとおり、発議第8号に賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議 長	挙手全員と認めます。 したがって、発議第8号は原案のとおり可決され、関係機関に提出することといたします。
<u>日程第15 「陳情第8号」</u>	
議 長	日程第15、陳情第8号 「地域活性化の拠点となる小海高校の存続と35人以下学級の導入を求める意見書を県知事に提出するよう求める陳情」についてを議題といたします。陳情第8号については、民生文教常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。 民生文教常任委員長 的埜 美香子 君。
	(委員長報告—不採択と決定)
議 長	委員長報告に対する質疑を許します。 質疑のある方は、挙手をお願いします。

10 番議員	本意見書は9月議会に小海高校における35人以下学級の実現を求める請願が出され、この12月議会には「地域の活性化の拠点となる小海高校の存続と35人以下学級の導入を求める意見書を県知事に提出するよう求める」という陳情になっております。ここで9月議会と違うのは陳情書を見ていただくと分りますように、陳情書の趣旨の上から6行目あたりになります。要するに中山間地域は3学級から4学級を基本とし、2学級となった時点から県教育委員会と当該校での将来の在り方について検討を開始すると述べております。この基準に当てはめれば県内の多くの学校が再編、統合の対象になると書いてありますが、小海高校の現状、見通しはどうかという点はどのように議論されたのでしょうか。
民生文教 委員長	そのような議論はございませんでしたが、小海高校の現状は教育長の方から説明がありました。教育長よろしいでしょうか。
教 育 長	この陳情に対しまして9月と違うところについては小海高校も含めた県の高等学校の再編が新たな指針として出され、これに対する合わせた陳情ということになっております。私の方よりご説明申し上げましたのは、現在の小海高校へ志願をし、入学された人数、1年生が現在112名、定員が120名でございます。2年生が114名、3年生が108名、それも最初の1次の試験では100名前後20名ほど欠員が生じていた訳でございますが、2次募集で10名ほど志願者を採ったという中で、現在の数字になっておるといってございまして。将来的に申し上げますと、社会の少子化も含めた人口減少の中において、非常にこれから危惧される部分はあるという中身でございました。以上です。
3 番議員	9月に提出されました陳情と文言は多少違いますが、同じような案件が再度提出されました。私は続けて同じような陳情はいかがかなあと思っておりますが、統合の件に関して議論はあったのでしょうか。
民生文教 委員長	議論はございませんでした。ただ討論の中で今、義従議員が言われたような討論がございました。
議 長	これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
2 番議員	今回第3回定例会に続きまして第4回定例会におきましても小海高校に関する陳情が出された訳ですが、私は第3回定例会のこの陳情に対しましては賛成する立場で討論をさせていただきました。それは何故かと申しますと、高校教育課で出された資料には少子化に対する単なる数合わせではなく、本県の高校教育の将来を見据えたかたちで進めていくという方針がなされておったからでございます。そして中山間地あるいは都市部の高校におきましても、どのような対応をするかということ

で高校将来像の検討の方針としまして、都市部と中山間地域では異なる再編基準を設けるということでございまして、「中山間地域の高校については住んでいる地域から通学が可能な範囲に少なくとも1校は公立高校が存在する状態を可能な限り維持することを目指し」と言っておるわけでございます。そして同じく「中山間地域の高校でも比較的都市部に近い高校は再編基準に該当した場合にはその高校については検討する」ということでもございました。私どもに在ります小海高校は中山間地域の中でも他に近くに高校がなく、あるいは通学可能な範囲、南佐久関係を考えた場合には唯一の高校であります。同じ中山間地域高校の中でも望月高校は今、PTA、学校関係者等々で存続の訴えを起しておりますのは、佐久市に望月高校はありますので都市部に近いということもあり今、統廃合ということが存続するように望月高校では一生懸命頑張っているところだと思います。そういった意味で私は高校教育課で出されましたものでは高校を如何にして生徒が集まるようにするかということで、私は35人以下学級、小海高校は通学圏内の中に一つの高校がなければならぬという前提でありましたので、小海高校のより質が高まるために少人数教育がいいのではないかとということで賛成いたしました。しかしながら今度10月に出されました「新たな社会を創造する力を育む高校づくり」の方針は変わっております。中山間地校の多くは現在1学年3から4学級であると、しかし一方1学年が2学級が下回る規模になると生徒の希望に応える学びを提供することが困難となり、生徒会活動やクラブ活動は限定され人間関係が固定されやすくなる、多様な考え方に触れる機会も減ると高校に求められる学びの環境の保障が困難になる、そのために全校生徒が120人以下の状態、もしくは全校生徒が160人以下且つ卒業生の半数以上が当該高校へ入学している中学校がない状態が2年連続した場合には、再編対象として他校との統合新たな高校をつくるかあるいは地域キャンパス化、分校化あるいは山間地の指定、あるいは募集停止のいずれかの法則をとるということになっております。1学年2学級になった時点から県教育委員会と当該校との間で将来の在り方について検討を開始するということが述べられています。従いまして2学級になる前に何とか3学級を維持するために少人数のクラス編成というものを求めたのではないかと思います。そして山間地校となりますと県境に近い地域で近隣の高校と著しく離れている、教育機会の確保の観点から高校の存続の必要が高いと判断できる、所在する市町村と地域からの支援を受けながら高校を単独で存続する体制を整備できる、地域からの支援というものが条件になっている訳でございます。今回出されまし

	<p>た陳情書を見てみますと 35 人という数字が表書きには出ておりますが、先の要望事項というところには少人数学級を断続的に取り入れということでありまして、表のかがみと要望するところが若干私は違い、また 35 人以下ということで書いてあるようでございますが、小海町でも現在生まれた子供が 10 人、今年度生まれるのが 20 人と予想されている訳でありまして、学級人数どころではない状態が近々近づいてくると思います。そういった意味で今回出された陳情はクラス編成の要望よりも高校を存続させるため、表に「地域活性化の拠点となる小海高校の存続」ということが私は主たる陳情の要旨だと思っております。そのためには 1 学年が 2 学級の対応では遅いのでありますし、地元の小海町としては小海高校の存続に向けては今から早目に議会、小海町、地域あるいは小海町には多くの小海高校を卒業なされている方がいらっしゃる訳でございますので、その方々と力を合わせて今から取組んでいくべきではないかと考えることによりまして、私はクラス編成云々よりも小海高校の存続ということにウェイトをおきまして、陳情には賛成といたすところでございます。以上であります。</p>
3 番議員	<p>私はこの陳情に対し民生文教常任委員会の結論、結果を最大限尊重したいと思っております。以上です。</p>
10 番議員	<p>私は本案に対しまして採択の立場で討論に参加させていただきたいと思っております。先ほどの議案質疑の中でも申し上げましたが、中山間地域で 2 クラスになった時点で再編、統合の対象になるという案が出され、わが地域小海高校におきましてもそういった危惧があるという点であり、そういった点で学校を存続させるための方策がこの陳情書には私は書いてあると思っております。そういった点からしましても前回との請願書とは根本的に違うという立場で私は本案を賛成としたいと思っております。</p>
議 長	<p>これで討論を終わります。これから陳情第 8 号を採決いたします。委員長の報告は、不採択であります。「可」を諮る原則に従い採択に賛成の方の挙手を求めます。</p>
	<p>(挙手少数)</p>
議 長	<p>挙手少数と認めます。 したがって陳情第 8 号は、不採択とすることに決定いたしました。</p>
10 番議員	<p>暫時休憩をお願いし、全員協議会の開会を要請したいと思います。新たな議員発議について議員各位の皆さんと相談をしたいという趣旨でありまして、是非そういった場を設けていただきたいと思いますので要請いたします。</p>

議 長	ただ今、10 番議員より全員協議会開催の申し出がございました。ここで 暫時休憩とし 15 時 15 分から全員協議会室におきまして全員協議会を開 催いたします。暫時休憩といたします。 (ときに 15 時 09 分)
<u>日程第 17 「発議第 9 号」</u>	
議 長	(ときに 15 時 50 分) 休憩前に引続き会議を開きます。 日程第 17、発議第 9 号 「地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出につい て」を議題といたします。
議 長	事務局長に発議第 9 号の朗読を求めます。 (事務局長朗読)
議 長	朗読が終わりました。提出者に提案理由の説明を求めます。 第 1 番 有坂 辰六 君。 (提出者説明)
議 長	説明が終わりました。これから質疑を行います。 質疑のある方は、挙手をお願いします。 (質疑なし)
議 長	これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。 (討論なし)
議 長	これで討論を終わります。これから発議第 9 号を採決いたします。 提出者の説明のとおり、発議第 9 号に賛成する方の挙手を求めます。 (挙手全員)
議 長	挙手全員と認めます。 したがって、発議第 9 号は原案のとおり可決され、関係機関に提出する ことといたします。
<u>日程第 18 「議案第 60 号」</u>	
議 長	日程第 18、議案第 60 号、 「定住自立圏形成協定の変更について」を議題といたします。 (事務局長朗読)
議 長	朗読が終わりました。提出者に提案理由の説明を求めます。

(総務課長説明)	
議 長	説明が終わりました。これから質疑をおこないます。 質疑のある方は、挙手をお願いします。
(質疑なし)	
議 長	これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。これから議案第60号を採決いたします。 議案第60号を原案のとおり可決する事に賛成の方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。 したがって、議案第60号は原案のとおり可決することに決定しました。
<u>日程第19 「議案第61号」</u>	
議 長	日程第19、議案第61号、 「建設工事請負契約の変更について」を議題といたします。
(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。提出者に提案理由の説明を求めます。
(総務課長説明)	
議 長	説明が終わりました。これから質疑をおこないます。 質疑のある方は、挙手をお願いします。
(質疑なし)	
議 長	これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。これから議案第61号を採決いたします。 議案第61号を原案のとおり可決する事に賛成の方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。 したがって、議案第61号は原案のとおり可決することに決定しました。
<u>日程第20 「議案第62号」</u>	
議 長	日程第20、議案第62号、 「平成28年度小海町一般会計補正予算(第5号)について」を議題とい

	たします。
	(事務局長朗読)
議 長	朗読が終わりました。提出者に提案理由の説明を求めます。
	(副町長説明)
議 長	説明が終わりました。これから質疑をおこないます。 質疑のある方は、挙手をお願いします。
6 番議員	この補正予算につきましては先の全員協議会でも説明がありました。去る一般質問の中で私は建物の整備、建て替えも大事ですがそれ以上に周辺整備が大事であると申し上げました。そのやり取りにつきましては皆さん承知の事と思いますが、この 5,400 千円の中にはあくまで建物だけの建て替えの設計費なのか、あるいは駐車場その他を含めたそういった整備を設計をしてもらえるものが入っているのか、いないのかお聞きしたいと思います。
産業建設課 長	5,400 千円の中には建物の基本設計料のみということで、その周辺等の整備の設計料は入っていないという状況でございます。
10 番議員	ただ今、質疑ありましたように施設の設計費ということではありますが、5,400 千円の設計費というのは設計料だけだろうと思いますが、全体の予定といいますか設計の目標はいかほどになるのかという点を伺いたいのと、名前ではありますが私たちは林業センターのところと理解している訳ですが、観光拠点施設という名前でこの事業を進めていくということではありますが、この辺はそういった位置付けの上でなるのかという点を伺いたいと思います。
産業建設課 長	まず 5,400 千円の見積の内容ですが、単純に概算 1 億円の工事費等々の中の 5%ということで、基本設計料ということになります。基本設計料以外になりますと今度詳細設計とか、工事費とか工事の監理費が発生してくる訳ですが、あくまで 5%で基本設計料ということで見込ませていただきました。それと拠点施設ということですが、先ほど副町長申したとおり目的が観光振興、地産地消、交流人口の増加ということで、小海の西の玄関口ということになりますので、補助金も地方創生の拠点整備事業ということでございますので、観光交流の拠点施設ということでその目的に沿った名前ということで事業名を付けさせていただいております。以上です。
10 番議員	基本設計料ということで 1 億円の 5%という説明ではありますが、基本設計料ということは事業費そのものがこうした基本設計料で作られたものの中で、変更もあり 1 億円が上回ることもあれば下回ることもあるという認識でよろしいでしょうか。

産業建設課長	まだ正式にコンサルタント業者というか設計業者を何処にするかということと見積も正式にまだとっていないという中で、概算工事費の1億円の5%ということでやっております。基本設計料でございますので、5,400千円の中で収めていきたいと考えております。
10番議員	事業費との関連の質問の答えをお願いします。
産業建設課長	工事費の概算の1億円ですが、1億円規模ということでございますので、ひっくるめて1億円規模のものをあそこに整備したいということで進めていきますので、この中で設計していく中ではそんなに大きく増えたり減ったりということはない方向で考えていきたいと思っております。
3番議員	先の総務委員会で建物の工事監理の要望書が出ましたが、普通設計監理委託料という文言になる訳ですが、ここに監理が入っていないということは監理料は別枠で予算を組むということですか。その辺と監理は誰がするのか。
産業建設課長	今後工事費を計上して工事を発注していく訳ですが、監理料も合わせて載せていきたいということになります。今回監理料は載っていません。
9番議員	ただ今、他の議員からもありましたが設計委託ということで予算として載っている訳ですが、周辺整備ということで委員会の方でも散々議論した訳ですが、その全体の計画、手順といいますかどのように進められていくのかも一度お願いします。
産業建設課長	あくまでこの1億円で既存の施設の除却費とか合わせて概算1億円という事業規模で基本設計を作るということで予算を載せてございます。今後施設を造るにあたって周りの環境整備が必要ということになって、改めてそういった設計を載せて、合わせて周辺整備も行っていくということになります。全体の画ということになりますと基本設計をやるなかでは建物を何処の位置にするのかということから入りますので、そうするとここに建物があるから周りはいった整備をしようという話に当然影響してきますので、この基本設計の中にある程度周りの環境も含めてやっていければいいかなと考えております。
9番議員	聞き方が悪かったんですが、この事業そのものの計画をどのようにこれから立てていくかということをお聞きしたかったんですが。
産業建設課長	今後の進み具合、工程ですと、まず補助金申請を地方創生拠点整備交付金ということですが12月中に申請をしまして、1月下旬頃にはつくつかないかが決定してまいります。1月下旬についてくるという見込みで一生懸命頑張るといって、ついてきましたら28年度事業の国の補助金になりますので3月の予算の中で工事費と設計監理費等々を計上させてい

	<p>ただいで進めていきたいと思ひます。今回の基本設計につきましては当然申請すること、また 3 月議会に向けましてなるべく早めに今言った周辺環境のことも含めながら、どういったところに建てるとか基本設計的なものは早目に作っていきたくて考えております。そういった工程で進んてきたいということでござひます。以上です。</p>
3 番議員	<p>大変一般質問からしつこいようですが、この観光拠点を作るにあたって八峰の湯へ人が流れるように、また美術館に人が流れるような雰囲気、看板などいろいろそういったこと諸々全体を考えながらただ建物を造って終わりだけでなくて考えていってもらいたくと思ひます。</p>
議長	<p>要望ですね。 これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。</p>
2 番議員	<p>地方創生の事業を取組んで拠点整備事業でやっていくというその意気込み、それから林業センターの全面改築ということにつきましては今まで議論してきた中でも、賛成を得ている訳です。その実施につきましても一般財源ですべてやるよりは貰える、貰えるといった言い方はあれですが交付される金が国・県からあるならばそれを頂いて財源的にも余裕をもって臨んでいけたらということをして議会でも申し上げている訳であります。これから先、1 億円、本体では 80,000 千円それから解体と機械セットで 20,000 千円という説明を受けている訳でござひますが、町長も西の玄関ということ、それから中部横断自動車道の開通に備えて新しい観光の拠点となると、そしてまた一般質問等々でも出ておりますが観光の整備によりまして今流行っております「君の名は。」の新海誠さんの原風景を彷彿させるような環境整備ということも併せていかなければならないと思ひます。そこで私は強く申し上げたいのは、1 月には交付金がつくかつかないかということが決定するとお聞きしておりますが、そういったことがついてくればベストであります、そうならなくても今まで過去結構、補助金等該当しないケースもある訳でござひますので、どうか町長、これはこれから先々の小海の観光事業、あるいはリピーター等得ていくための私は大変大きな小海町の将来にとって位置付けの事業であると思ひますので、どうか 1 億円とかそういったことに拘らず、周辺の環境整備、松原湖高原も含めた中で腹をくくってしっかりと取組んでいただきたいと思ひます。何も 1 億円で収まれば一番こしたことはない訳ですがその辺はどうか大きな観点でみていってこの観光拠点整備、小海町の新たな財産になると思ひますので、そういったことを強く要望いたしまして賛成の討論とさせていただきます。</p>

10 番議員	<p>私はどうもこの案に賛同しかねる、賛同できないという立場で議論したいと思います。林業センターが造られて非常に時間が経っているということで施設を造り変えるという点では理解できる訳ですが、1億円もの建物を造ってどうするんだ、やはり先ほどからありますように、事業全体の画がみえて初めて建物の画が描けると私は思います。そういった点から補助金がどうのこうのというのが先にあるというのが強く見える訳であります。私はこれだけの大きなお金を掛けるということであれば、町民の皆さんに理解と協力、納得が得られるような計画、そういったものをもっとしっかりと立てた上でこういった事業に入っていくという姿勢をかねてから求めていましたが、ただ今の説明を伺いまして施設の重要性は非常に理解できますが、行政としての総合的な計画が見えないという点からしますと、本予算には賛成できません。以上であります。</p>
議 長	<p>これで討論を終わります。これから議案第62号を採決いたします。議案第62号を原案のとおり可決する事に賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(挙手多数)</p>
議 長	<p>挙手多数と認めます。</p> <p>したがって、議案第62号は原案のとおり可決することに決定しました。</p>
議 長	<p>ここで、議会運営委員長より発言を求められていますので、これを許します。</p> <p>議会運営委員長、井出 薫 君。</p>
議会運営 委員長	<p>議会運営委員会からお願いいたします。</p> <p>議会運営委員会では、次の定例会または臨時会の会期・運営等につきまして、閉会中に審査する必要がありますので、小海町議会、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続審査の申し出をいたします。</p>
議 長	<p>ただ今、議会運営委員長から、次の定例会または臨時会の会期・運営等に関して会議規則第75条の規定により、閉会中の継続審査の申し出がありました。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とする事にご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とする事に決定いたしました。</p>

○ 散 会

議 長

以上をもちまして本定例会に提案されました議案に対する審議は、すべて終了いたしました。これにて平成 28 年小海町議会第 4 回定例会を閉会といたします。ご苦労様でした。

(ときに 16 時 25 分)